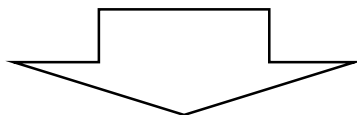


計画策定プロセスのレビューについて

平成29年3月22日
広域系統整備委員会事務局

- 東京中部間連系設備及び東北東京間連系線に係る計画策定プロセスは、本機関発足直後の平成27年4月に開始し、広域系統整備委員会において検討を進め、広域系統整備計画をそれぞれ平成28年6月、平成29年2月に策定した。
- 本機関で初めて行った計画策定プロセスであり、具体的な対策案・費用負担割合案の検討だけでなく、検討の進め方についても議論しながら計画策定プロセスを進めてきた。



- 今後の計画策定プロセスをより円滑かつ確実に進めよう、今回の計画策定プロセスにおいて実施した検討の進め方(ルール・仕組み)について振り返りを行い、課題を整理するとともに、今後の計画策定プロセスの検討の進め方について必要に応じて改善の検討を行う。

	H29.3	H29.4	H29.5	H29.6 ~
広域系統整備委員会	△ 振り返りと課題整理 今回	△ 改善策の検討	△ まとめ	必要に応じて 規程類の変更検討

I . 今回の計画策定プロセスの主な経緯

1. 東北東京間連系線に係る計画策定プロセスの主な経緯①

5

- 東北東京間連系線に係る計画策定プロセスの主な経緯は以下のとおりである。

実施項目	主な経緯
電気供給事業者(提起者)からの提起 (平成27年 4月 3日)	—
計画策定プロセス開始 (平成27年 4月15日)	—
電気供給事業者(応募事業者)の募集 (平成27年 4月15日～ 平成27年 5月22日)	・合理的な理由があれば、<u>費用負担割合の決定まで応募の取り下げができる条件で募集</u>した(指針第40条第5項(変更後)に基づく)。 ・広域系統整備計画決定後の<u>工事費負担金契約の条件(支払時期、辞退した場合の取扱い等)</u>を示さずに募集した。 ・電気供給事業者16社(提起者含む)から528万kW(21発電所)もの多くの応募があった。
基本要件決定 (平成27年 9月30日)	・応募事業者からの早期対策のニーズを踏まえ、<u>恒久対策までの暫定対策として短工期対策の検討を行うことにした</u>。 ・費用負担割合の決定まで応募の取り下げが可能であるため、<u>取り下げによる対策案の見直し、費用負担割合の再検討による連鎖的な取り下げ、実施案・事業実施主体の募集における送配電事業者の応募の不調に対して懸念</u>するご意見が多くあった。 ・上記の対応として、現行ルールにより電気供給事業者を募集したことを踏まえ、基本要件決定後から実施案・事業実施主体の募集を開始するまでに、<u>費用負担額の見通し(試算)、竣工予定時期(2023～2027年)、費用負担を行った場合の現行ルールにおける連系線利用の取扱いを示したうえで応募継続意思の確認を行うことにした</u>。 ・費用負担額の見通し(試算)を検討するため、費用負担ガイドラインに基づき特定負担と一般負担の割合を整理した。

1. 東北東京間連系線に係る計画策定プロセスの主な経緯②

6

実施項目	主な経緯
応募継続意思確認 (平成27年10月14日～ 平成27年11月24日)	・応募事業者5社から約42万kW(6発電所)の応募取り下げがあった。
実施案及び事業実施主体の募集 (平成27年12月16日～ 平成28年 5月 9日)	・新設が大部分であるため、事業実施主体選定の公平性・透明性及び実施案募集による工事費削減の観点から、事業実施主体の募集を行った。
実施案提出 (平成28年 5月 9日)	・応募事業者から、可能な範囲で工事費の低減、工期の短縮に対する要望があった。
(実施案等評価)	
実施案及び事業実施主体の決定 (平成28年10月 7日)	・この要望も踏まえ、 <u>検討状況を踏まえ適切に工事費・工期を評価するため、2段階でコスト等を検証することとした。</u>

1. 東北東京間連系線に係る計画策定プロセスの主な経緯③

7

実施項目	主な経緯
費用負担割合案の決定 (平成28年10月 7日)	・費用負担ガイドラインに基づき、特定負担と一般負担の割合を整理した。 ・<u>一般負担間の割合は、費用負担ガイドラインに準じたうえで、指針第47条第1項の「受益者が受益の程度に応じて費用を負担することを原則」とする考え方を基に整理した。</u> <u>受益者が現時点では特定できない空容量については、広域系統整備委員会で議論を重ね決定した。</u> ・<u>事業実施主体から、工事費負担金契約の条件(支払時期、辞退した場合の取扱い等)について検討を行うよう要望があり、複数の応募事業者がいることから広域系統整備計画に影響を与えないようにする観点から、下記のとおり整理した。</u> ◇工事費負担金の支払は、工事着手までに一括前払いを原則とし、<u>金融機関の債務保証がある場合に限り、分割前払いを東北電力と協議できる。</u> ◇<u>応募を辞退する場合であっても工事費負担金相当を負担いただく。</u> ・一部の応募事業者から、上記の整理に対する条件の緩和や費用負担することによる取扱い(発電場所を特定しない権利の譲渡等)に関する意見があり、対応を検討し、<u>下記のとおり再度整理した。</u> ◇<u>分割前払いの条件については、金融機関の債務保証に限定せず、東北電力が金融機関の債務保証に相当するものと認めた信用補完を得ている場合にも可能である条件に緩和した。</u> ◇<u>応募を辞退した場合の工事費負担金相当の負担については、発電所の建設工期と連系線増強(大規模系統整備)の工期が合わないという課題が背景にあることから、本計画策定プロセスにおいては、応募事業者の事情を踏まえ、着手後2年間の例外措置を設けることにした。</u> ◇<u>費用負担することによる取扱いについては、「地域間連系線の利用ルール等に関する勉強会中間取りまとめ」において、「特定負担の場合は一般的な場合とは議論を分けてその取扱いを検討する」こととしており、「地域間連系線の利用ルール等に関する検討会」にて検討していくことにした。</u>

1. 東北東京間連系線に係る計画策定プロセスの主な経緯④

8

実施項目	主な経緯
費用負担割合案の同意確認 (平成28年10月 7日～ 平成29年 1月31日)	・費用負担割合案の同意確認時に電気供給事業者の応募取り下げがあった場合、一般送配電事業者の費用負担額が変動することから、<u>同意確認を応募事業者、一般送配電事業者に対して段階的に実施することにした。これに伴い、検討スケジュールを2か月延長した。</u> ・応募事業者への同意確認時、応募取り下げがあり、同意した応募事業者の費用負担額に変動が生じたことから、再度の同意確認を行い、検討スケジュールを2か月延長した。 ・費用負担割合を理由として、応募を取り下げた応募事業者はいなかった。
広域系統整備計画策定 (平成29年2月3日)	—
短工期対策の検討 <概略検討> (平成27年 7月～ 平成27年 8月) <詳細検討> (平成27年12月～ 平成28年 8月)	<概略検討> ・短工期対策として、有効な運用・設備対策が実施できるとの判断には概略検討時点では至らず、応募継続意思の確認と合わせて、電気供給事業者に短工期対策の希望を確認し、その上で詳細検討を行うことにした。 <詳細検討> ・詳細検討を行い、<u>短工期対策を行うことにした。</u> ・運用容量拡大幅が限定されることから、<u>入札により利用できる電気供給事業者を決定した。</u> ・<u>電源制限の対象候補を入札に応募した電源に限定するか、同期安定性の面で効果の高い第三者の電源まで含めるか議論があったが、早期の利用を希望する電気供給事業者の要望等を踏まえ、入札に応募した電源に限定することとした。</u> ・落札者の入札金額合計から短工期対策に要する費用を差し引き残余金が生じた場合は、電源制限対象となる電気供給事業者へ配分することとした。結果的には、落札者が1社であったこと、非落札者電源を電源制限対象としても効果がなかったことから、<u>残余金の管理は行わないこととした。</u>

2. 東京中部間連系設備に係る計画策定プロセスの主な経緯

9

■ 東京中部間連系設備に係る計画策定プロセスの主な経緯は以下のとおりである。

実施項目	主な経緯
電力需給検証小委員会から検討の要請 (平成27年 4月16日)	—
計画策定プロセス開始(平成27年 4月22日)	—
基本要件決定(平成27年 9月30日)	—
実施案提出の要請(平成27年10月21日)	・既設設備の増強が主であったため事業実施主体は募集せず、既設設備を所有、維持・運用する送配電事業者へ実施案の提出を求めた。
実施案提出 (平成27年12月28日、平成28年 2月29日) (実施案等評価)	・事業実施主体より、基本要件を改善する提案があり、検討スケジュールを2か月延長し、実施案を決定した。 ・検討状況を踏まえ適切に工事費・工期を評価するため、2段階でコスト等を検証することとした。
実施案及び事業実施主体の決定 (平成28年 5月18日)	
費用負担割合案の決定(平成28年 5月18日)	・指針第47条第1項の「受益者が受益の程度に応じて費用を負担することを原則」とする考え方を基に一般負担間の割合を整理した。
費用負担割合案の同意確認 (平成28年 5月18日～平成29年 6月29日)	—
広域系統整備計画策定(平成28年 6月29日)	—

Ⅱ．今回の計画策定プロセスの経緯を踏まえた レビューすべき事項の抽出と振り返り

1. レビューすべき事項の抽出

- 今回の計画策定プロセスの経緯から、検討の進め方(ルール・仕組み)の議論が必要となった主な背景を整理し、レビューすべき事項を下表のとおり抽出した。
- レビューすべき事項に対して、次頁以降で振り返りを行い、改善が必要な事項について整理した。

今回の計画策定プロセスで検討の進め方の議論が必要となった主な背景

費用負担割合の決定まで、合理的な理由があれば応募の取り下げが可能なルール。
(送配電等業務指針第40条第5項)

発電所の建設工期と連系線増強(大規模系統整備)の工期に差がある。

応募事業者の発電所開発に関する成熟度が異なっている。

地域間連系線の費用負担割合のうち一般負担間の割合については、明確なルールがない。

実施案の評価時点では、机上検討段階である。

検討の進め方(ルール・仕組み)としてレビューすべき事項

- ① 電気供給事業者の応募取り下げ
- ② 工事費負担金の契約条件
- ③ 特定負担した事業者の取扱い
- ④ 費用負担割合の検討
- ⑤ 実施案の評価
- ⑥ 計画策定プロセスの検討期間
- ⑦ 短工期対策(恒久対策までの暫定対策)



2. レビューすべき事項の振り返り

①電気供給事業者の応募取り下げ

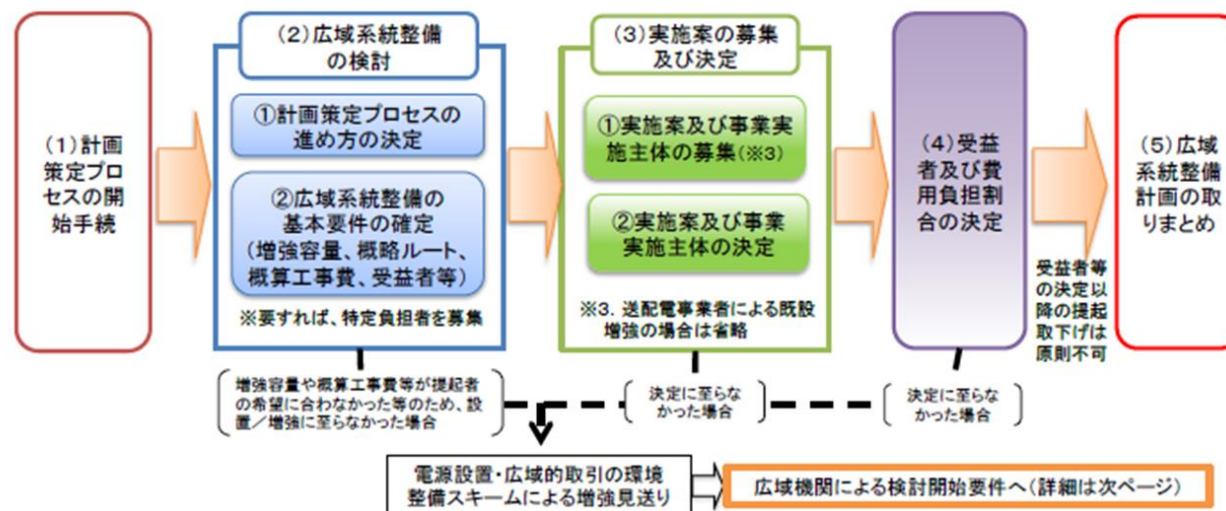
- 東北東京間計画策定プロセスでは、第8回制度設計WG(次頁参照)の議論を踏まえ規定した指針第40条第5項(変更後)に基づき、合理的な理由があれば費用負担割合の決定まで応募の取り下げができる条件で電気供給事業者の募集を行った。
- 費用負担割合案の同意確認まで多くの応募取り下げがあった。
 - 費用負担割合の決定まで合理的な理由があれば応募を取り下げることが可能であるため、応募事業者の取り下げが相次ぐ可能性があることは早い段階から予見されていた。
 - このため、本計画策定プロセスを進めるにあたっては、計画策定プロセスを円滑かつ確実にを行うため以下の対応策を講じた。
 - A) 応募事業者の早期意思判断を促す対応
 - ① 基本要件決定後に、費用負担額の見通し(試算)、竣工予定時期(2023～2027年度)、費用負担を行った場合の現行ルールにおける連系線利用の取扱いを示したうえで、応募継続意思を確認
 - ② 応募事業者とのコミュニケーション
 - B) 応募事業者の取り下げを低減させる対応
 - ① 短工期対策の検討
 - ② 特定負担した事業者の取扱い
 - ③ 工事費負担金の契約条件(着手後2年間の例外措置)

- 制度設計WGにおいて計画策定プロセスの仕組みを検討した際に、電気供給事業者の検討する機会を必要以上に制限しないという観点から、費用負担割合が決定されるまでは適切な理由があれば提起を取り下げることも可能とする仕組みが示された。

4-2. 電気事業者による電源設置及び広域的取引の環境整備を理由とした計画策定プロセス 7

- 計画策定プロセスを開始した提起の実現可能性を高めるため、広域系統整備の検討において、提起者以外へも特定負担者の募集を行う仕組みを導入してはどうか。
- 検討する機会を必要以上に制限しないという観点から、提起者は、受益者及び費用負担の割合が決定されるまでは、適切な理由があれば提起を取り下げることも可能(※1)としてはどうか。
- 結果として、広域系統整備計画の策定が見送られた場合であっても、同じ広域連系系統において、3年間など複数年にわたり一定以上の増強ニーズが蓄積された場合(※2)は、広域機関が広域的取引の環境整備の観点から自ら発議を検討する仕組みにしてはどうか。

【広域系統整備の検討から広域系統整備計画の取りまとめまでのスキーム(計画策定プロセス)】

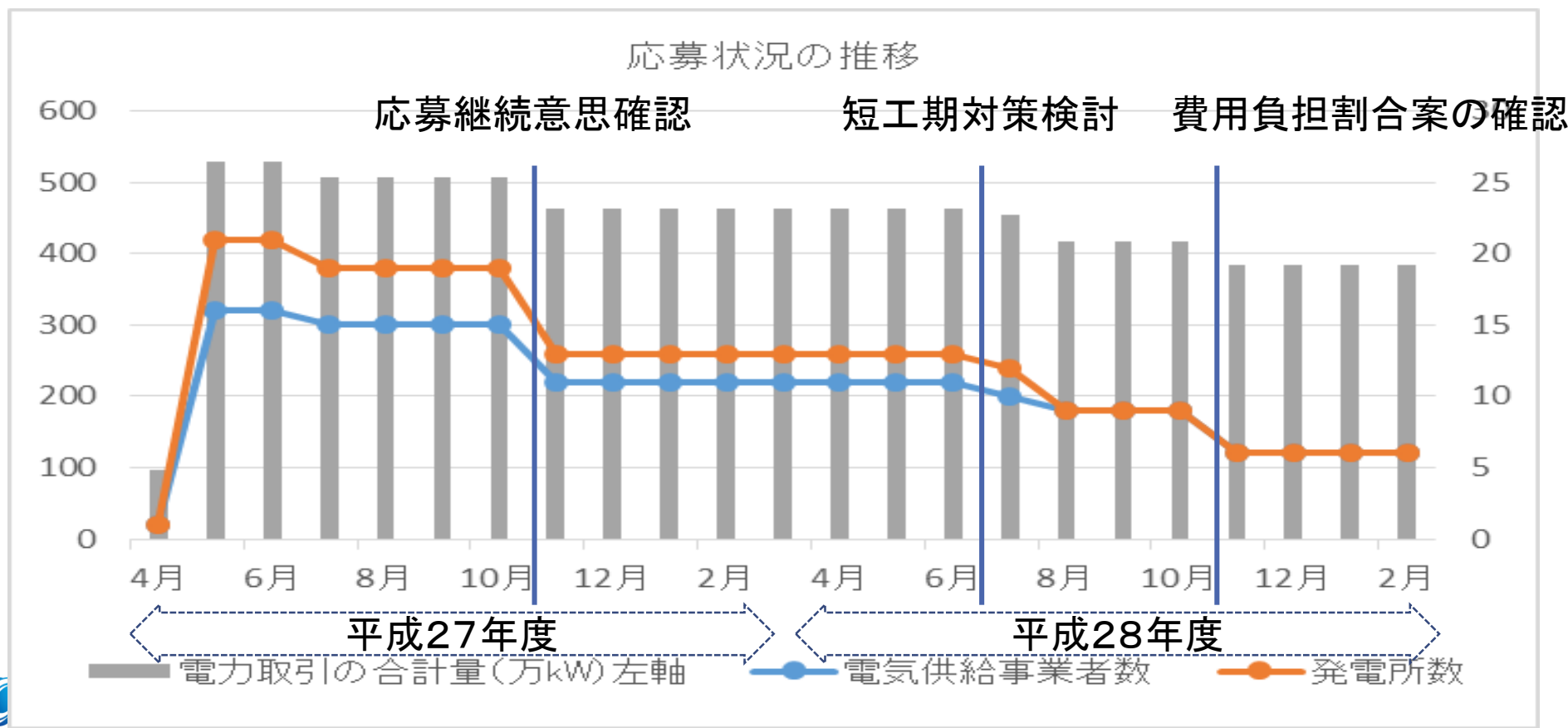


※1. 検討の結果、提起者が提起を取り下げた場合は、整備委員会は増強の見送りについても検討する。

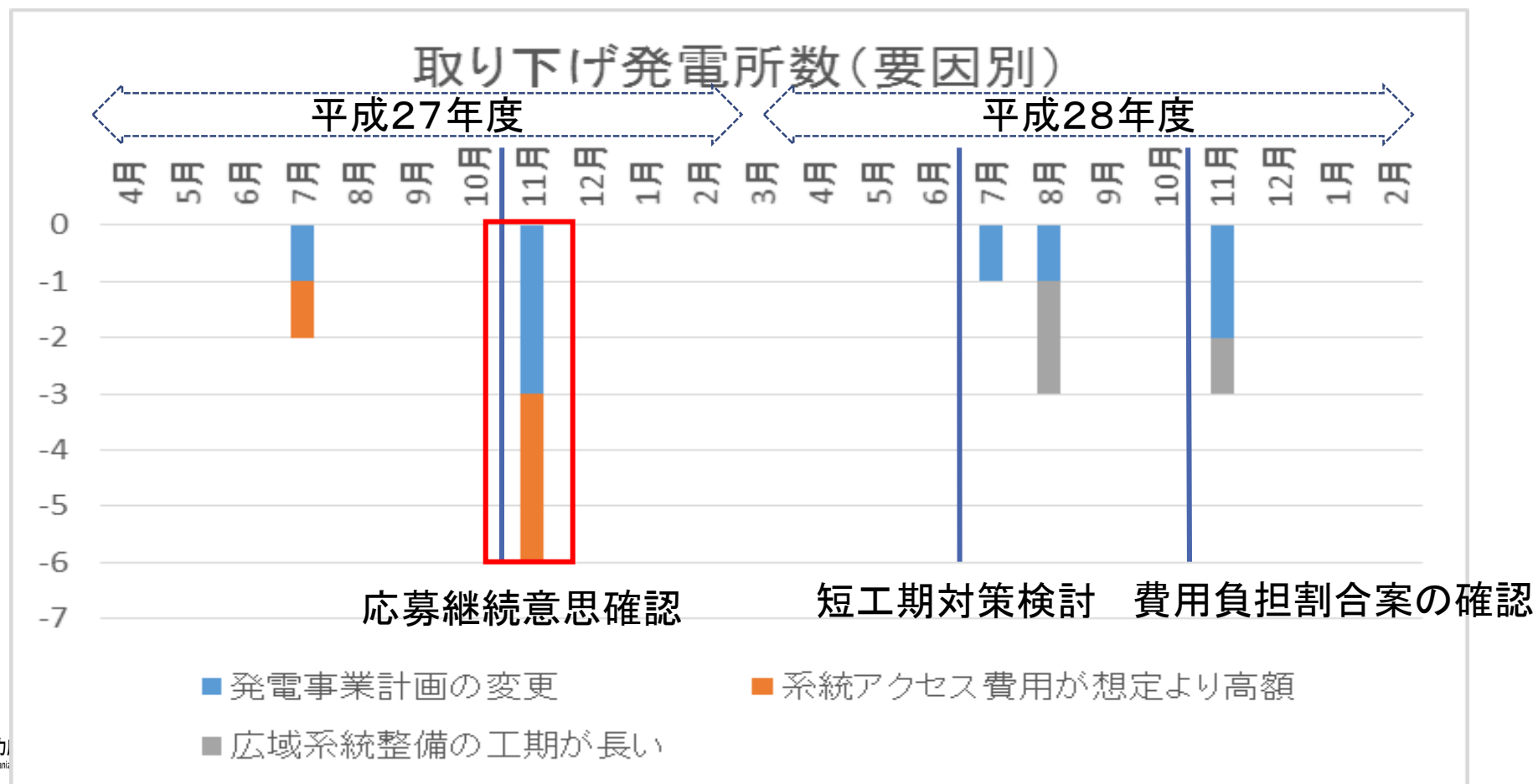
※2. 同一事業者の場合や、適切な理由なく取り下げた場合等は蓄積しない。

- 東北東京間連系線の計画策定プロセスにおいては、電気供給事業者の募集から費用負担割合案の同意確認までに、多くの応募取り下げがあった。

電気供給事業者 : 16社→6社(▲10社)
 発電所数 : 21発電所→6発電所(▲15発電所)
 電力取引の合計量 : 5,277,010kW→3,851,600kW(▲1,425,410kW)



- 応募取り下げ状況を、取り下げ時期とその要因別に分析した結果を下図に示す。
- 取り下げ発電所数が最も多かったのは、応募継続意思確認の時点であり、この応募継続意思確認が応募事業者の早期意思判断を促す効果が一定程度あった。
- 取り下げの要因としては、発電事業計画の変更が最も多かった。また、系統アクセス費用が想定より高額であったことを要因としたものは、応募継続意思確認の時点までであった。



2. レビューすべき事項の振り返り

①電気供給事業者の応募取り下げ

■ 今回の計画策定プロセスにおいては、円滑かつ確実にを行うための対応策も一定の効果があり、応募取り下げによる計画の見直し等の影響はなかったが、電気供給事業者の応募取り下げが発生したのは、以下の背景によるものと考えられる。

- ・ 制度設計WGの議論を踏まえ、電気供給事業者の検討する機会を必要以上に制限しないという観点から、費用負担割合が決定されるまでは、合理的な理由があれば応募を取り下げることができるルールとなっていること。
- ・ 発電所建設の意思決定のタイミングと、連系線増強(大規模系統整備)費用負担の意思決定のタイミングが工期の面から異なっており、双方を同時に行うことができない事情。
- ・ 発電所開発に関する成熟度が応募事業者間で異なっており、成熟度の高い応募事業者にとっては、費用負担の意思決定を行い、広域系統整備計画を早期に進めて欲しいというニーズもあること。

■ 上記の発電所建設と連系線増強の意思決定のタイミングの違いを背景とする費用負担の意思決定の扱いについて、複数の応募事業者が参加するプロジェクトであることを踏まえ、どのように折り合いをつけていくべきか。

＜参考＞ 本機関が実施している複数の応募事業者が参加する電源接続案件募集プロセスにおいては、プロセスの確実な遂行のために応募事業者から5%の入札保証金を受領している。

⑦入札

14

(1)入札手続

- 連系等を希望する応募者は、接続検討の回答内容を踏まえ、入札対象工事に対する工事費負担金として、入札負担金単価を記載した入札書を入札締切日までに提出してください。
- 入札にあたっては、最低入札負担金単価を設けますので、最低入札負担金単価以上の単価で入札してください。
- 最低入札負担金単価は、原則として、入札対象工事の工事費総額（以下「入札対象工事費」といいます。）を応募容量※10で除した単価※11を基準に設定し、接続検討の回答時に通知します。
 - ※10 応募容量が募集容量を上回る場合は、原則として、入札対象工事費を募集容量で除した単価とします。
 - ※11 入札対象工事が新費用負担ルールにおいて一般負担がある場合で、入札者が新費用負担ルール適用者であるときは、当該入札者の入札額に一般負担が加算されますので、工事費総額を応募容量で除した単価よりも低い最低入札負担金単価となります。

(2)入札保証金

- 入札後に辞退者が続出すると、入札不成立となるリスクが高まるほか、工事費負担金算定の繰り返しが生じ、プロセスが遅延するおそれがあるため、これを抑止するために、原則として、入札負担金の5%相当を入札保証金として申し受けます。

入札保証金＝入札負担金単価〔円／kW〕×最大受電電力〔kW〕×5%＋消費税等相当額

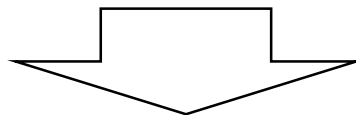
ただし、上記が「20万円＋税」を下回る場合は、「20万円＋税」

- 入札者がプロセスを辞退した場合、入札保証金を没収し、入札対象工事費に充当します。（ただし、プロセスが不成立となった場合は返金）
- プロセスが成立して優先系統連系希望者となった場合は、当該優先系統連系希望者の工事費負担金に充当します。
- プロセスが不成立となった場合、及びプロセスが成立したものの優先系統連系希望者とならなかった場合（ただし、辞退した場合は除く）は返金します。

2. レビューすべき事項の振り返り

②工事費負担金の契約条件

- 電気供給事業者(応募事業者)の募集にあたり、工事費負担金契約の条件(支払時期、辞退した場合の取扱い)を決めておらず、契約条件を示さずに募集を行ったため、電気供給事業者が把握することなく応募した。また、契約条件を検討したのが費用負担割合案の検討に合わせた時期であったため、応募事業者が費用負担割合案の同意確認の直前まで、辞退した場合でも工事費負担金相当を負担する条件を把握することなく応募を継続していた。
- この契約条件の検討の際に、一部の応募事業者から発電所建設が最終決定していない状況下で、工事費負担金相当の負担の意思決定は難しいとの意見があり、今回の計画策定プロセスにおいては、2年間の例外措置を設けた。



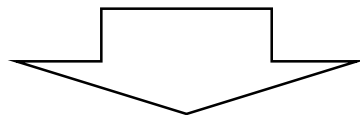
- 工事費負担金契約の条件(支払時期、辞退した場合の取扱い)については、今後の計画策定プロセスにおいては電気供給事業者(応募事業者)の募集時にあらかじめ示すことが必要ではないか。
- また、電気供給事業者(応募事業者)の募集時には、連系線増強の一般的な所要工期の目安(10年程度)も示すこととしてはどうか。
- 本件は、今後の計画策定プロセスにおいても発生しうるものであるが、計画策定プロセスの対策内容や応募事業者の電源開発計画の成熟度により事情も異なるものであり、他の応募事業者や事業実施主体への影響を踏まえれば、今回のような例外措置を一律にルール化することは適当でないのではないか。(ただし、案件ごとの事情にも必要に応じて配慮する場合もある。)

2. レビューすべき事項の振り返り

③特定負担した事業者の取扱い

19

- 連系線の利用が先着優先を前提とした現行ルールにおいて、特定負担者は連系線の先行的容量登録や契約認定の取扱いが認められている。
- これは、発電所自体を譲渡した場合には、譲渡された電気供給事業者も可能であるが、同一の発電所でなければ先行的容量登録や契約認定は認められない。
- 応募事業者から、費用負担することによる取扱いに関して、発電場所を特定しない権利の譲渡等の扱いについての意見があった。



- 応募事業者からの意見を踏まえ、「地域間連系線の利用ルール等に関する検討会」において、「特定負担者に対しては、その増強費用に応じ、一定期間、特定負担者でないと比較して、特別な取扱いを行う」ものとし、その具体的な在り方の検討を行うことにした。

Ⅲ. 検討結果

30

6. 特定負担者への対応

1) 特定負担者は、我が国の電力系統の基幹となる広域連系系統に対して、金銭的な貢献をしている事実に着目すれば、こうした費用負担を行っていない者との間で、同等に扱うこととすれば、公平性の観点から、適切ではないと考えられる。

1) 特定負担者に対しては、その増強負担に応じ、一定期間、特定負担者でない者と比較して、特別な取扱いを行うものとする。

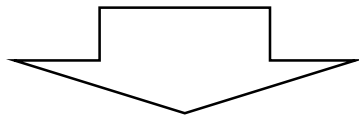
2) その具体的な在り方は、他制度との整合性も踏まえつつ、引き続き検討を行う。

(参考)これまでの検討状況

論点	これまでの議論の方向性												
1. 特定負担者に付与する権利又は地位	○特定負担者に対して、物理的送電権又は間接的送電権等(いずれも仮称)の権利又は地位を付与する方向で、更に詳細検討を深める。												
2. 「一定期間」の考え方	○間接オークションにおけるエリア間値差リスクをヘッジするための仕組みの検討状況を踏まえつつ、諸外国の事例、法定耐用年数、電源の稼働状況等を念頭に、更に詳細検討を深める。 <table> <tr> <th>諸外国の事例の例</th><th>法定耐用年数</th></tr> <tr> <td>○例えば、PJMでは、1996年にFERCからオープンアクセスポリシーが示されて以降、発電事業者を差別なく連系させることが必要となった。このため、それ以前の特定負担者の連系を保証する観点から、混雑費用相当額を受け取る権利(ARR)が、発電所の存続等、一定の条件が満たされる限り継続する権利として付与されている。(更に要調査。)</td><td> <table> <tr> <td>①送電線</td><td>36年</td></tr> <tr> <td>②変圧器</td><td>22年</td></tr> <tr> <td>③水力発電機</td><td>22年</td></tr> <tr> <td>④火力発電機</td><td>15年</td></tr> </table> </td></tr> </table>	諸外国の事例の例	法定耐用年数	○例えば、PJMでは、1996年にFERCからオープンアクセスポリシーが示されて以降、発電事業者を差別なく連系させることが必要となった。このため、それ以前の特定負担者の連系を保証する観点から、混雑費用相当額を受け取る権利(ARR)が、発電所の存続等、一定の条件が満たされる限り継続する権利として付与されている。(更に要調査。)	<table> <tr> <td>①送電線</td><td>36年</td></tr> <tr> <td>②変圧器</td><td>22年</td></tr> <tr> <td>③水力発電機</td><td>22年</td></tr> <tr> <td>④火力発電機</td><td>15年</td></tr> </table>	①送電線	36年	②変圧器	22年	③水力発電機	22年	④火力発電機	15年
諸外国の事例の例	法定耐用年数												
○例えば、PJMでは、1996年にFERCからオープンアクセスポリシーが示されて以降、発電事業者を差別なく連系させることが必要となった。このため、それ以前の特定負担者の連系を保証する観点から、混雑費用相当額を受け取る権利(ARR)が、発電所の存続等、一定の条件が満たされる限り継続する権利として付与されている。(更に要調査。)	<table> <tr> <td>①送電線</td><td>36年</td></tr> <tr> <td>②変圧器</td><td>22年</td></tr> <tr> <td>③水力発電機</td><td>22年</td></tr> <tr> <td>④火力発電機</td><td>15年</td></tr> </table>	①送電線	36年	②変圧器	22年	③水力発電機	22年	④火力発電機	15年				
①送電線	36年												
②変圧器	22年												
③水力発電機	22年												
④火力発電機	15年												
3. 権利又は地位の転売・譲渡について	○基本的に、転売・譲渡を可能とする方向性で、更に詳細検討を深める。												

- 特定負担と一般負担の割合については、費用負担ガイドラインに基づき整理した。一方、一般負担間の割合については、指針第47条第1項において「受益者が受益の程度に応じて費用を負担することを原則」とする考え方を基に整理するものとされていること以外に、その配分について明確なルールが無い中、広域系統整備委員会で議論を重ね以下の取扱いとした。
 - 東北東京間計画策定プロセスの場合、費用負担ガイドラインを準用した。
 - 東京中部間計画策定プロセスの場合、安定供給確保の観点を軸に受益の程度を決定した。
- 広域系統整備委員会における議論では、一般送配電事業者からは、事業者間精算ルールの仕組みがあり、最終的には受益のあるエリアが負担することになるものの、初期費用を負担する一般送配電事業者の経営に与える影響に関する意見もあった。
- 上記の経緯を経て決定した今回の計画策定プロセスにおける費用負担割合案は、一定の合理性があり、すべての費用負担候補者から同意を得ることができた。
- 今後の計画策定プロセスにおいても、対策必要理由や対策内容とその受益が案件ごとに異なるため、費用負担ガイドラインや指針等の考え方にに基づき、案件ごとに費用負担割合の検討を行う。

- 費用負担候補者から、可能な範囲で工事費の低減、工期の短縮に対する要望があった。



- この要望を踏まえ、以下の2段階に分けてコスト等を検証することとした。
 - ① 実施案の評価時点では、机上検討段階であることから、過去実績等との比較により、工事費・工期の妥当性を確認(コスト等検証のフェーズ1)
 - ② 広域系統整備計画決定後に現地調査、用地交渉、実施設計を行った実施設計段階で、調達プロセス、工事費・工期について、改めてより専門的に確認(コスト等検証のフェーズ2)
- 今回の計画策定プロセスの広域系統整備計画においては、コスト等検証小委員会を設置し、コスト等検証のフェーズ2を進捗状況に応じて行っていく。
- また、今後の計画策定プロセスにおいても、2段階に分けたコスト等検証を行う。

フェーズ1

整備計画の決定に向け、提出された実施案における工事概算額の検証

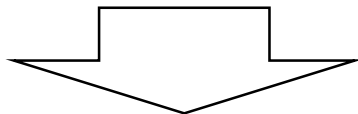
フェーズ2

計画決定後、進捗把握をしていく中で、ルート調査、用地交渉、実施設計が大方完了し、工事実施計画を策定するプロセスの中で、実施計画工事費、調達プロセスの検証

2. レビューすべき事項の振り返り

⑥計画策定プロセスの検討期間

- 東北東京間計画策定プロセスにおいて、費用負担割合案の同意確認時に電気供給事業者の応募取り下げがあった場合、一般送配電事業者の費用負担額が変動することから、同意確認を応募事業者、一般送配電事業者に対して段階的に実施することにした。
- これに伴い、検討スケジュールを2か月延長した。



- 今後の計画策定プロセスにおいて、検討スケジュールを決定するにあたり、電気供給事業者の費用負担割合案の同意確認を行う案件では、この2か月相当を考慮したうえで決定していくこととする。

1. 計画策定プロセスのスケジュール見直し【論点】

14

- 費用負担割合案について意見聴取したところ、一般負担の費用負担候補者である東北電力、東京電力PGから、以下のような意見があった。
【意見要旨】
 - ✓ 費用負担割合案への同意確認時に応募電源からの応募取り下げがあった場合、空容量が増加する。空容量部分は一般負担とされているため、空容量の増加に伴い一般送配電事業者の費用負担額は増加する。
 - ✓ 一般送配電事業者としては、このように費用負担すべき額の見通しが立たない状況で費用負担割合案に同意することは困難である。
 - ✓ このため、応募者等（提起者を含む、以下同様）への費用負担割合案への同意を、一般送配電事業者に先立って確認し、負担すべき額が確定した後に、一般送配電事業者へ費用負担割合案への同意を確認いただきたい。
- 前項の意見は妥当であるため、応募取り下げが可能な応募者等への費用負担割合案の同意確認後に、一般送配電事業者の同意確認を行うよう、計画策定プロセスのスケジュールを見直す（2か月の延長）こととしたい。
- この場合、広域系統整備計画の決定は2か月程度遅れるが、広域系統整備計画の着工に影響しないようにするため、費用負担割合案へ同意した応募者等は、広域系統整備計画決定前に、東北電力と契約に向けた準備を始めることとする。
- なお、応募者等、東北電力及び東京電力PGに対しては、見直し後のスケジュール及び中間報告を別途通知する。

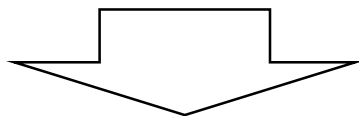


2. レビューすべき事項の振り返り

⑦短工期対策

25

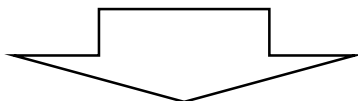
- 東北東京間計画策定プロセスにおいては、今回の応募事業者からの早期対策のニーズや応募事業者の取り下げを低減する観点を踏まえ、恒久対策までの暫定対策として短工期対策を行うこととした。
- 運用容量拡大幅が限定されることから、公平性・透明性の観点から、入札により利用できる電気供給事業者を決定した。



- 短工期対策は、希望者の一部であるものの、早期対策のニーズに対応できており、短工期対策の実施は適切であった。
- また、入札により利用できる電気供給事業者を決定したことも、公平性・透明性の観点から適切であった。
- 今後の計画策定プロセスにおいては、電気供給事業者の希望、既設設備の状況による恒久対策までの有効な暫定対策の有無、恒久対策の工期等が案件ごとに異なるため、短工期対策を行うか案件ごとに検討していくことにする。

■ 短工期対策の入札実施にあたっては、

- 計画策定プロセスに応募している電気供給事業者を入札参加対象とした。
- 運用容量拡大のための電源制限の対象候補者として、早期利用の希望があることと、期間を限定した暫定的な対策であることから、入札に応募した電気供給事業者を対象とした。
- 落札者の入札金額合計から短工期対策に要する費用を差し引き残余金が生じた場合は、リスクテイクしたことを踏まえ、電源制限対象となる電気供給事業者へ配分することとし、その残余金の管理については、落札者決定後の検討とした。
- 今回、落札者が1社であったこと、非落札者電源を電源制限対象としても効果がなかったことから、残余金の管理は行わないこととした。



■ 今後の計画策定プロセスにおいて、短工期対策の入札を行う場合には、以下の整理が必要であるが、慎重な議論が必要であることから、今回のレビューでは課題抽出までとし、新たな案件で短工期対策の入札を行う時期までに対応を整理していくこととしたい。

- 電源制限の対象候補者を今回と同様に入札参加者とすべきか、それとも、電力系統への影響を極力抑制する観点から、入札参加者に限定せずに、効果の大きな電源(第三者電源)を対象とすべきか。

この検討にあたっては、電気供給事業者から以下の懸念が示されていることを踏まえた検討が必要

- ・特定の電気供給事業者の利益追求のために、自らの競争力が低下する
- ・電源制限により発電設備が損傷を受ける
- ・電源制限に対する補償を回収できないリスク
- 残余金の管理の仕組み(管理主体・方法)をどうするか。

■ レビューすべき事項に対して振り返りを行った結果、「①電気供給事業者の応募取り下げ」について早期に改善すべき課題があると考え、次回委員会で改善策の検討を行うこととしたい。

	レビューすべき事項	振り返り結果
①	電気供給事業者の応募取り下げ	応募取り下げの背景や今回委員会で頂いたご意見を踏まえ、次回委員会で検討する。
②	工事費負担金の契約条件	電気供給事業者の募集段階で契約条件・連系線増強の一般的な工期を予め示すことが必要と考える。
③	特定負担した事業者の取扱い	地域間連系線の利用ルール等に関する検討会において、「特定負担者でない者と比較して特別な取扱いを行う」と整理されており、検討会にて具体的な在り方を検討する。
④	費用負担割合の検討	費用負担ガイドラインや指針等の考え方に基づき、案件ごとに費用負担割合の検討を行う。
⑤	実施案の評価	今後の案件でも、2段階に分けたコスト等検証を行う。
⑥	計画策定プロセスの検討期間	電気供給事業者の費用負担割合案の同意確認を行う案件では、2か月相当を考慮したうえで決定する。
⑦	短工期対策(恒久対策までの暫定対策)	今後の案件でも、必要に応じて恒久対策までの暫定対策を検討する。(電源制限対象や入札残余金の管理の仕組みについては、新たな案件で短工期対策の入札を行う時期までに対応を検討する。)